

青梅市空き店舗活用事業補助金の申請に当たっての注意点

(※ 必ずお読みください)

1 対象事業者について

- ・創業から **5年以内**の事業者であること
- ・フランチャイズでないこと

2 空き店舗について

- ・空き店舗が以前に**事業活動**を行っていた施設であること（空き工場も対象）

3 営業について

- ・1週間に **4日以上**営業し、午前8時から午後7時までの時間帯を含む1日当たり **5時間以上**の営業を行うこと
- ・市内において事業を営んでいる者が、当該事業の廃止をし、または移転により新たに当該店舗以外の店舗で行う事業でないこと

4 工事について

- ・**翌年の3月31日までに**支払いを含めて完了する事業であること
- ・工事の施工事業者は**青梅市内の事業者**であること
- ・申請時点で**工事が行われていない**こと

5 添付書類・その他事項

- ・おうめ創業支援センターBegin!にて創業スクールまたは窓口相談を受け、**証明書**（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条の規定による証明書）の交付を受けていること
- ・店舗の出店地域に**商店会**がある場合は加入すること

他の支援機関で実施される支援事業との併給が出来ない場合があります

その他、ご不明な点があれば、事前にご相談ください